

2005 / 10 / 07 川崎市健康福祉局 外国人福祉手当増額要望

出席者)トラヂの会：李貴名、盧末南、余乙南、朴貞玉、青丘社：李仁夏、三浦知人、みんとうれん：金秀一

行政)健康福祉局長寿社会部長 梶田、在宅高齢サービス課長 飯田、同係長 本間、同 岩上

要望)無年金で生活困窮している外国人高齢者福祉手当、心身障害者福祉手当の対象者に福祉手当の増額もしくは同趣旨の措置を行うこと。

当事者意見)①介護保険、医療費などで月 21,500 円では生活が成り立たない。せめて月 35,000 円必要。

②いいたいことはたくさんあるが、一番つらいのはお金がないこと。役所の仕事を 30 年以上やって来たが、日本人は年金をもらっている。介護保険、医療費と最低でも 35,000 円はほしい。主人は徴用で日本に来た。朝鮮人で大変差別された。食べるため日本人のしない仕事をしてきた。税金も同じように払って、永住権も持っているのになぜ日本人と同じようにならないのか

③川崎のこの制度は全国的にいい先例となっている。増額についても何度か行っていただいたが、阿部市政になり、この間、関係者に働きかけても動かない。これは汚点だ。どこがネックとなっているのか。対象は何人いるのか。年々対象が減っているのに、予算総額がばく大に増えることはなく、増額はさほど困難なものではない。

④対象者の中では年金受給者もあり、大変不公平感がある。

⑤在日の高齢者の生活相談から、生活保護に流れるしかないが、それでも生活保護を受給できない人たちが大変困窮している。生活保護にながれることは行政効率からもいいことではない。手当をもう少し頑張ってもらえれば、当事者も頑張れる。実態的には若い層での無年金者もいるので、要望に答えて欲しい。

行政答弁)①同じようにやっていきたいが、年金はそうっていない。国がやらないので、市が福祉手当を支給しているが、少しでも増額できればと思っている。

②対象者は 355 人おり、担当としては予算要求をしている

③財政査定ではどうしても他都市との比較をされ容易ではない。来年 1 月位に予算骨格が決まるので検討させてほしい。

解説)

過去の朝鮮半島に対する日本の植民地政策により、日本には多くの在日コリアンが在住しております。戦後の外国人政策により、難民条約批准発効まで諸制度の多くに国籍要件が存在し、特に戦後日本で生活せざるを得なかった在日 1 世、2 世は大変な苦労を強いられました。

国民年金制度において、1982 年の国籍要件撤廃後においても適切な経過措置がとられなかったため、在日外国人の多くは制度的無年金者となりました。現在、1926 年 4 月 1 日以前生まれの在日外国人高齢者と、1982 年当時 20 歳以上の在日外国人障害者が、自己責任によらない加入したくとも加入できずに年金がまったく支給されていない人たちです。このほか、未加入期間を合算対象期間とした 1986 年改正でもその周知が不徹底だったため、1926 年 4 月 1 日以降生まれの在日外国人高齢者も年金に加入せず、無年金者の方が多く存在します。

川崎市は、私たち等、在日の無年金者の要望をうけ、1994 年度より在日外国人福祉手当支給事業を開始しました。高齢者福祉手当は、1945 年、敗戦時に 15 歳以上の外国人たちに、その支給額は 10,000 円、13,000 円と増額され、県の補助事業開始とともに 18,000 円となり、その後 20,000 円、そして、介護保険料徴収時に現在の 21500 円と増額されました。同様に障害者福祉手当も現在、重度 43,500 円、中度 31,500 円と推移してきました。

しかし、当初より私たちの要望は、福祉年金額程度の支給です。一方、今年より特定障害者特別給付金支給事業により一部の日本人の無年金障害者の救済措置が開始されました。私たちは、この救済措置の対象にもならず、この格差に新たな差別感を感じています。他方、高齢化するとともに、医療保険料、医療費、介護保険料、介護サービス料と、通常の医療、福祉サービスを受けるにも経済的負担が重くのしかかっています。川崎市行政担当者によれば、昨年の市内の平均的な医療保険料、介護保険料、介護サービス料の合計は 14,257 円で、福祉手当 21,500 円からの残りは 7,243 円しかありません。これでどう生活しろというのでしょうか。戦中、戦後と朝鮮人として差別され、そして今、年金でもと、いつまで差別するのでしょうか。